

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

消費税増税中止署名宣伝行動

毎月24日定例の消費税廃止吹田連絡会の署名宣伝行動を今月は南千里駅前で行いました。民商から4名、なくす会から1名、新婦人からは7名が参加。とつても寒い日でしたが、新婦人の女性パワーでつぎつぎと通行人に声をかけ、40名分の署名が集まりました。署名で対話した男性は厚労省の勤労統計偽装問題の話題から「安倍さんには早く辞めてもらわないといけない。」と語ってくれました。足を止めてくれた女性は「消費税は困るけど、いまからなんとかなるの？」と聞かれたので、「今年は選挙イヤー。政治が世論に敏感になります。既に2回先延ばしもしています。あきらめないで。」と話すと言ってくれて「がんばって」と応援の一言もいただきました。

消費税増税反対の声を集めよう(5)

神戸屋シヨップとよおか 豊岡 由美子さん

消費税の増税は絶対に反対です。うちはパンやお菓子など飲食料品が中心ですが、本や日用雑貨、タバコも販売しているもので税率8%と10%のものがあります。今使っているレジは1つの税率しか設定できないので、買い替えなくてはなりません。そして、キャッシュレスでポイント還元と言っていますが、子供だけのお客さんも多いので、カード決済なんてできません。また、カード会社からお金が入ってくるのが、ずいぶん先になってからと聞いているし、手数料もかかる。自分のところはその日その日にお金が入らないと回らなくなるので、何のメリットもありません。そして今でも大変な記帳がもつと大変になるのは一番困ります。申告でもタバコがあるから売上金が大きくなりますが、利益はわずかです。そこから消費税を払わないといけないのは大変です。



カード決済なんてできません。また、カード会社からお金が入ってくるのが、ずいぶん先になってからと聞いているし、手数料もかかる。自分のところはその日その日にお金が入らないと回らなくなるので、何のメリットもありません。そして今でも大変な記帳がもつと大変になるのは一番困ります。申告でもタバコがあるから売上金が大きくなりますが、利益はわずかです。そこから消費税を払わないといけないのは大変です。

支部集会で語り合おう学びあおう

江坂支部で開催され支部集会では、3名の会員さんが参加し、消費税の話題で盛り上がりました。コンピュータソフトウエアの開発を行っている会員さんは、丁度消費税の軽減税率のシステムソフトの仕事をしているところでした。「この軽減税率はややこしすぎてとんでもありません。消費税増税は生活が大変なことになりますね。」と語っていました。役員さんは「消費税増税をストップするためには署名で世論を大きくし、予定されている統一地方選挙、参議院選挙で増税勢力を少数に追い込むことですよ」と呼びかけました。控除計算では生命保険料の控除計算で、生命

保険料の旧・新の種類や介護医療保険、個人年金保険の旧・新の区別など、苦勞しながら控除金額を出しました。参加した皆さん、納得した表情で支部集会を終えました。

北大阪総合法律事務所からの情報提供

「20日間無料」という求人情報サイトに「注意ください」。

中小の事業者をターゲットにして、「インターネットの求人情報サイトに無料で求人広告を掲載します」と言って勧誘しておきながら、無料期間（20日や3週間など）が経過した後になってから、「自動更新になっている」などと言って、料金を請求してくる悪質な求人情報サイトについて苦情や相談が相次いでいます。

- ・（サイト業者の窓口）
- ・ 中小の事業者（介護事業、病院、建築業、運送業、小売業、清掃業等）がターゲット。
- ・ 電話やファックスで勧誘があります。
- ・ 「最初の〇日間は無料です」と強調しますが、その後の料金のことについてはきちんとした説明がありません。
- ・ 申込書が送られてきて、必要事項（勤務地、給料などの求人条件）を記入して返送すると、ホームページに求人情報が掲載されます。
- ・ 無料の期間（20日や3週間等）が過ぎても、何の連絡もありません。
- ・ そのまま放置しておく、ある日、請求書が届きます（1カ月分2万〜40万円）
- ・ クレームを言うと、「払わないと訴えるぞ！」などと凄んだりします。
- ・ 申込書には、小さな文字で、「書面で解約しないと自動更新されます」などと記載されていることを理由に、しつこく、何回も電話をかけてきます。
- ・（対策）
- ・ きちんとした説明もないまま、小さな文字で「自動更新」と書いていたからと言って、それだけで契約が成立したとは認められません。
- ・ 当初から騙すつもり詐欺商法の疑いが強いので、詐欺（民法96条）を理由に取消ができます。
- ↓ 「内容証明郵便」で支払いを拒絶します。
- ・ 弁護士にご相談ください。

伝言板

新会員申告準備会

2月7日（木） 14時00分 8日（金） 19時00分 吹田民商事務所

新会員さんの記帳相談や控除計算の準備を行います。

税金講演会（参加費 無料・一般歓迎）

消費税はウソから始まった だまされ続けた31年間

2月10日（日） 10時00分 吹田勤労者会館

講演 渡邊 清志 税理士

無料法律相談（要予約）

2月21日（木） 13時00分 民商會館

北大阪総合法律事務所の弁護士さんが相談をお受けします。

お買い物は地元市場商店街で・ 商工業者の繁栄は市民と市民と！